

○小林委員長 それでは、次に、送付7-3、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご覧ください。陳情の朗読はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、省略します。

では、まず、本陳情について執行機関から情報提供等がございますでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 陳情書の趣旨は、選択的夫婦別姓制度について、その法制化を求める意見書を国等への提出を求めるものと思います。

本件につきましては、23区の区議会の状況でございますが、15区の区議会が意見書を可決し、提出しております。残りの8区は、千代田区、中央区、港区、目黒区、大田区、荒川区、足立区、あと品川区でございますが、品川区は議案提出の準備をしていると聞いております。

情報提供につきましては以上でございます。

○小林委員長 はい。その他、委員の皆様から情報、執行機関への確認したい事項がございますか。

○永田委員 ちょっと、私の考えとしては、結論として、選択的夫婦別姓の法制化については反対です。現在、国政の場で議論している状況で、それを見守るべきであることから、意見書を出すことにも慎重であるべきと考えています。

特に、保守系の国会議員からは、旧姓の通称使用の拡大で特に不便はないという認識であって、夫婦別姓そのものは家族制度でもあり、推進派は、夫婦別姓の推進派は、戸籍制度の廃止も目指しているということを知ると、より我々は反対の立場を明確にしないといけないと考えています。家族及び一族の単位がなくなってしまうと、戸籍制度がなくなると。そうすると、個人主義が強調されてしまい、国民という意識ですかね、それが薄れ、結果として国家の弱体につながってしまうというふうに私も私の周りも、私の会派としては考えていますが、区として夫婦別姓が進むことによる弊害と利点みたいな、そういうことは何か認識されているのでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 区としての認識、弊害に関することのご質問でございますが、内閣府の世論調査等でも、その辺についても反対派が30%弱、推進をしたいというところもやっぱり30%ぐらいで、真ん中の通称名等の制度を充実すべきだということが残りのパーセントというところでございますが、内閣府や法務省のほうも、今後も夫婦別姓制度の導入は婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題で、今後の国民の理解とともに進められるべきものという認識を示しておきまして、それに従って、区のほうも引き続き国会等での議論を注視して、適切に対応してまいりたいと考えております。

○永田委員 分かりました。いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 この民法第750条に関しまして、千代田区議会議員になっている方が所属しております各政党のお考えというのは、私はすごくばらばらじゃないかなと、今、調整、いろいろ、国会で審議されているんじゃないかなと思うんですが、現状いかがでしょうか。

○小林委員長 誰に聞いているの。（発言する者多数あり）（「誰に……」と呼ぶ者あり）

それはどなたに聞いているんですか。委員長に聞いているんですか。

○のざわ委員 すみません。

○小林委員長 はい。その点については、いろいろご意見がまだあると思いますので、お答えしかねますので、質問を変えて、質疑を続けてください。

のざわ委員。

○のざわ委員 私もこの陳情のご本人もしくは多くの方、周りのご関係の方から、私だけでなく多くの議員の方々もこういうお話を頂いていると思うんですが、私も、ですので非常に心苦しいんですけども、やはり国会のほうの審議の方向性がとっても永田委員おっしゃったように大切なお話でございますので、その方向性をまず見据えながら、この意見書の、区議会議員での採択は慎重に、心苦しいんですが、考えるのもいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 それを——ちょっと待ってください。今、質疑と、意見発表にもなっておりますので、ここ、質疑も結構ですけども、意見が出ておりますので、一応質疑は——質疑はいいですね。じゃあ、この件について質疑は終了しますんで、皆様から意見、先ほど永田委員も意見を頂いておりますので、その他の委員の皆様から意見を、ございましたらお願いします。

○米田委員 はい。我々議員団は、選択的夫婦別姓に関しては、基本的には賛成でございます。今、国では、我々と自民党さんが要望して、今、自民党さんの中で議論に入っているということを認識しております。一方で、先ほど自民党さんの方とか我々の支援者の方でも一部いらっしゃいますけど、通称名の拡大でいいんじゃないかということに関しては、まあ、これは考えですけど、旧姓併記では単独記載でないため、税や社会保障で弊害が生じる可能性もあると伺っております。拡大だけでは、根本的な解決にはならないと我々は思っております。強いて言うならば、意見書の提出は、我が会派としては重要なことだと認識していますが、この委員会で、委員会提出というのはもう委員長がまとめられるんですけど、今のご意見を聞いていると、委員会提出というのは若干厳しいかなという認識ですね。考えとしては、我々は賛成です、提出することに。

○小林委員長 はい。意見。

大坂委員。

○大坂委員 様々、この件に関しては議論があるかと思えます。私個人の意見ですけども、旧姓の通称使用の拡大についてしっかりと議論を深めていくべきだろうというふうに認識をしております。今の国会の中で、様々な形で議論が進んでいますので、その議論を行っていくこと自体は大いに賛成ですし、進めていただければと思うんですけども、そもそも今の国内の情勢を考えたときにこれが喫緊の課題かと言われると、私はそうではないのかなというふうに思っておりますので、拙速に進めるべきではなく、しっかりと議論した上で前に進んでいくべきかなというふうに思っておりますので、今回の件に関しては採択はできないかなというふうに思っています。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 今、いろいろご意見が出ていますけれども、この選択的夫婦別姓制度というところでこれまで議論が進んでいなかった中、国会でも議論が進むようになったというこ

とは、これは一定の評価をするべきところかなと思います。

これの後押しとして様々なことがあると思いますけれども、いわゆる通称使用、これで私もいけるんじゃないかなと当初思っていました、実際に海外で研究発表される方ですとか、それから経済界でそれなりに重要な役割の中で仕事をしている、行かれる方というのは、非常に通称使用というのが弊害があるということも理解いたしました。男女共同参画局の中にもありますけれども、やはり旧姓の通称使用の限界というところにも言及がされていますので、そういったところがこれから通称使用というところの整理でそもそも決着がつくものなのか。例えば海外の、グローバルで活躍する、そのグローバルな世界のところで日本の事情を理解してよということがこれからも言えていくのか。そうした、今から、これから先、日本が世界で戦っていく中でこうしたことをしっかりと取り組んでいくというのは、今、非常に重要なときだと思います。

今回、こうした意見書という形で採択するかしないかというところまで出てきました。私も、先ほど米田委員からありましたとおり、これについてはやはり進めていく必要がある、そこに向けて迅速な議論をするために意見書を出すということは賛成をしたいと思います。ただ、それぞれの考えがあります。また、先ほど戸籍というところにも言及がされましたけれども、これも1996年の民事行政審議会の答申で、戸籍制度は今後も続くというところがあるものの、やはりそうした懸念が払拭できないという状況にあるというのもあるのかなというふうに理解をしております。

ですので、意見としては、こうしたことはしっかりと迅速に進めていくべきこと。ただ、委員会として難しい点というのでも理解をいたしました。

以上です。

○小林委員長 はい。

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは。この取扱いですけれども、今、委員からそれぞれ意見を頂きましたけれども、委員会で一致することはございませんので、意見書の採択に対する陳情につきましては、今の議論を持って陳情者にお返ししたいと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、本陳情につきましては、委員会の議事録をもってお返ししたいと思います。よろしく願います。

それでは、本陳情の審査につきましては終了いたしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、送付7-3の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。